



宮 崎 県 公 報

平成23年 1 月29日（土曜日）号外 第 3 号の 3

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1 ○家畜伝染病の家畜等の移動の制限 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第68号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成23年宮崎県告示第68号の2）を次のとおり変更する。

平成23年 1 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第68号の2の3に掲げる区域に、以下の区域を追加する。
 - (1) 西都市大字穂北の一部（山浦）
 - (2) 木城町大字高城の一部（玄王、古畑、寺尾、岩戸、洗ノ本及び廣谷）、大字川原の一部（永住、金瀬、柳水、白木八重、上野田、甲崎谷、檜、小平、丸塚、後鹿倉、宮迫、荒谷、菅谷、甘只、櫛野及び今別府）及び大字石河内（下谷内、上谷内、柳谷、楠師、永坂、鍋口、牧原、浜口、下鶴、大谷、野々崎、石河内、神前、地藏ノ上、大原、尾崎、大久保、小屋町、倉谷、糸山、梶ヶ八重、春山、大平、城、芋ヶ八重及び大戸）
 - (3) 川南町大字川南の一部（坂下、大谷、大谷下、磯の上、猫ヶ谷、垂門村下、垂門、橋南、岩河川畑、前河原、川之上、堂の前、白鬚、金六松、北原、湊河内、七瀬田、中河原、七瀬川、荻原及び伊倉坂下）及び大字平田の一部（霧島、卯の山、嶋財、鼻切上、壱ツ松、割金剛、祭田、下の古場、井出の上村、伊弥ヶ谷、古場、妻の木、大牟田及び猿子塚）

宮崎県告示第68号の4

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動を当分の間制限する。

平成23年 1 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域

延岡市北川町川内名の一部（八郎ヤブ、ハチノクボ、トトロケ内山、田ノ原、ウツギ山及び松瀬）、北方町の一部（松山）及び宮長町